

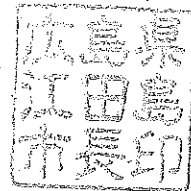


江田島市告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により，令和5年度及び令和6年度において，江田島市及び江田島市企業局が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事及び公共土木施設の維持管理，修繕，保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和4年10月21日

江田島市長 明 岳 周 作



1 入札参加資格

別表第1左欄の区分について，次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

(2) 主観的審査事項

- ア 市が発注した建設工事の完成工事成績
- イ 市が発注した建設工事の遅延の状況
- ウ 市の指名除外の状況
- エ 市発注工事における下請負の制限の状況
- オ 市発注工事における暴力団排除のための契約制限の状況
- カ 江田島市災害応急対策に係る協力事業者としての登録の有無
- キ 建設業労働災害防止協会への加入状況
- ク 建設業退職金共済への加入状況
- ケ 環境マネジメントシステムについてエコアクション21の制度における認証・登録の有無
- コ ISO14005準拠の制度における合格判定の有無
- サ 障害者雇用の状況

- シ 大規模災害時の協力建設事業者登録制度における協力建設事業者名簿の登録の有無
- ス 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバー認定団体であること。）の有無
- セ 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無
- ソ 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定の有無
- タ 広島保護観察所への協力雇用主としての登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録の有無

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 別表第1右欄に掲げる建設工事の種類について法第3条第1項の規定による許可を受けていない者

ウ 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（前記1(1)で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者

エ ウの経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がない者

オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに江田島市税の滞納がある者

カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者

キ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに国税の滞納がある者

ク 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は江田島市の入札参加資格の取消しをされた

者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。

ケ プレストレストコンクリート工事，法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては，それぞれ土木一式工事，とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

コ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者

(ア) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(ウ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は，電子申請（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし，本店（本社）又は契約権限を有する営業所を江田島市内に有する者（以下「市内業者」という。）については，窓口における申請もできるものとし，これ以外の者については，やむを得ない場合に限り，窓口における申請もできるものとする。

ア 電子申請

(ア) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお，別表第2各項の添付書類（第1項，第2項，第4項，及び第1.6項から第1.9項までのものを除く。）は，広島県土木

建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号。以下「県建設産業課」という。）に持参，郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出し，かつ，同表第2各項の添付書類（第1項，第3項，第5項から第18項までのものを除く。）は，江田島市総務部財政課（江田島市大柿町大原505番地。以下「財政課」という。）に持参，郵便又は信書便により提出するものとする。

（イ） 申請期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月18日（金）までに電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ，かつ，令和4年11月25日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参，郵送又は信書便により県建設産業課及び財政課に到達させなければならない（期日までに記録がされていない，又は到達しない場合は，申請全体を無効とする。）。

（ウ） 追加申請期間

別に告示する。

イ 窓口における申請

（ア） 申請方法

別記様式第1号による資格審査申請書及び別表第2に掲げる添付書類を（エ）に掲げる提出先に持参，郵送又は信書便により提出して申請を行うものとする。

（イ） 申請期間

令和5年1月11日（水）から令和5年1月27日（金）まで（市の休日を除く。期日までに到達しない場合は，申請全体を無効とする。）とし，その経過後は市長が特に必要と認める場合を除き，申請を受け付けない。

(ウ) 追加申請期間
別に告示する。

(エ) 提出先
財政課

3 受付票の交付

2(2)ア及びイに定めるところにより申請をした者に対しては、受付票を交付する。ただし、送付先を記入し、必要な切手を貼り付けた封筒を提出しない場合は、この限りでない。

4 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、有資格者名簿を江田島市ホームページに掲載することで、通知に代えるものとする。

ただし、市内業者については、これを申請者に通知する。

5 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和5年度及び令和6年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和7年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

6 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和7年5月31日まで有効とする。ただし、令和7年6月1日以降においても令和7年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和7年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

7 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第2

添付書類	窓口における申請	電子申請	
		広島県	江田島市
1 委任先に関する調書（様式第2号）	○		
2 補足事項調書（紙で出力する。）			○
3 建設業許可申請書の写し	△	△	
4 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4の規定による総合評定値通知書の写し。ただし、令和3年4月1	○		○

日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。			
5 江田島市税について滞納がないことを江田島市長が証した書面（江田島市に納税義務を有する者）	△	△	
6 広島県税規則（昭和29年広島県規則第51号）別記様式第37号の6の納税証明書	△	△	
7 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号様式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	○	
8 建設業労働災害防止協会への加入を証する書面の写し	△	△	
9 エコアクション21の制度における認証・登録に係る認証・登録証の写し	△	△	
10 ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	△	△	
11 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）	△	△	
12 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を証する書面の写し	△	△	
13 広島保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し	△	△	
14 暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△	△	
15 一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士の登録確認証の写し	△	△	
16 誓約書（様式第3号）	○		
17 印鑑証明書又はその写し	○		
18 商業・法人登記簿謄本、登記事項証明書（代表者事項証明書を含む。）又は身分証明書	○		
19 受付書送付用封筒（長形3号に84円切手を貼り、必ず送付先を記入すること。）	△		△

注1 ○印は提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出を必要とするものを示す。ただし、第3項に定める書類については許可の更
 新手続き中の者のみが、第5項及び第6項に定める書類については江田
 島市又は広島県に納税義務を有する者のみが、第8項に定める書類に
 ついては加入をしている者のみが、第9項に定める書類については県
 内の営業所が認証・登録を受けた者のみが、第10項に定める書類に
 ついては県内の営業所が合格証を受けた者のみが、第11項に定める

書類については注4に該当する者のみが、第12項から第14項までに定める書類については認定又は登録を受けた県内業者のみが、第15項に定める書類については造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けた技術者を有する者のみが、それぞれ提出するものとする。

2 第1項に定める書類については、入札参加資格を申請する日を基準日として作成すること。また、第3項、第5項から第8項まで、第12項から第14項まで、第17項及び第18項に定める書類については、資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

3 第3項に定める書類については、直近に申請した許可官庁の受付印のある規則別記様式第1号の建設業許可申請書(別紙1及び別紙2(2)を含む。)の写しとする。

4 第11項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第8条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定により、同法第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務のある者をいう。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用しているものをいう。

(別記)

様式第1号(その1)

※受付番号

一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(建設工事等)

江田島市長様

〒

所在地

申請者 商号又は名称

代表者氏名

印

※受付印欄

令和5年度及び令和6年度において、江田島市及び江田島市企業局で行われる建設工事等に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、次の項目について誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものではないこと。
2 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。

01 法人番号
02 現在の建設業の許可番号
03 (旧)建設業の許可番号
04 経営事項審査申請書記載の許可番号
05 債権者コード
06 主たる営業所の電話番号
07 FAX番号
08 Eメールアドレス
09 Eメールアドレス区分
10 県内営業所の有無
11 提出する経営事項審査申請書の審査基準日
12 入札参加資格の審査を希望する業種
13 街路樹剪定士資格を有する者の有無
14 建設業労働災害防止協会加入の有無
15 測量及びコンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書提出の有無

[A]

様式第1号(その2)

※受付番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<許可番号>									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◎ 環境に関する取組に係る事項

(元号は「昭和→3, 平成→4, 令和→5」で記入してください。(例)平成21年→421年)

17	エコアクション21の認証年月日								
18	エコアクション21の認証の有無								

認証を受けている場合は「1」を記入し、受けていない場合は記入しないください。広島県内の建設業法上の営業所等が認証又は取得を受けている場合に限ります。

18	ISO14005の取得有無								
----	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--

取得を受けている場合は「1」を記入し、受けていない場合は記入しないください。広島県内の建設業法上の営業所等が認証又は取得を受けている場合に限ります。

19	ISO14005の取得年月日								
----	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--

20	建設業退職金共済加入の有無								
----	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--

(加入している場合は「1」を記入し、加入していない場合は記入しないでください。)

◎ その他の状況に関する事項

21	障害者雇用の状況								
22	社会資本維持管理活動への貢献								
23	広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録								
24	大規模災害時の協力建設事業者の登録								
25	消防団協力事業所の認定								
26	協力雇用主の登録または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録								

(広島県内に主たる営業所を有する者のうち、障害者の雇用義務のあるもので雇用割合が法定雇用率以上ある場合及び雇用義務のない者で1名以上雇用がある場合は、「1」を記入し、それ以外は記入しないでください。)

(広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定(マイロード・ラブリバーの認定)を受けている場合のみ「1」を記入してください。それ以外の場合は記入しないでください。)

(広島県仕事と家庭の両立支援企業として登録されている場合のみ「1」を記入してください。それ以外の場合は記入しないでください。)

(広島県に対して大規模災害時の協力建設事業者として登録されている場合のみ「1」を記入してください。それ以外の場合は記入しないでください。)

(広島県内に主たる営業所を有する者のうち、県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合のみ「1」を記入してください。それ以外の場合は記入しないでください。)

(広島県内に主たる営業所を有する者のうち、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島県警察所に登録されている場合、又は、公益財団法人暴力追放広島県協議会が行う暴力団離脱者社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合のみ「1」を記入してください。それ以外の場合は記入しないでください。)

◎ 商号又は名称等の変更事項

[経営事項審査申請書(経営状況分析申請書を含む。)提出後に変更があった場合に、当該変更事項についてのみ変更後の内容を記入してください。変更がない場合は記入不要です。]

27	法人・個人の区分	28	商号又は名称(フリガナ)						
29	商号又は名称(漢字等)								
30	代表者氏名(漢字等)	31	郵便番号						(主たる営業所<本店>)
32	主たる営業所の所在地市区町村コード								(本店) ※上5桁を記入してください。
33	主たる営業所の所在地(漢字等)								(大字以降番地まで)
									(ビル名など)

☆ 申請事務担当者欄

担当者氏名		電話番号		FAX番号		申請事務担当者	
部署名等						メールアドレス	

[B]

委任先に関する調書

※受付番号					
<許可番号>					

※江田島市及び江田島市企業局との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。
 ※主たる営業所は記入しないでください。

01 営業所番号		02 債権者コード															
記入の必要はありません。																	
03 営業所名称(フリガナ)											(会社名等は記入しないでください。)						
04 営業所名称(漢字等)																	
05 営業所の受任者の役職名(漢字等)											06 営業所の受任者の氏名(漢字等)						
07 郵便番号	—																
08 営業所の所在地(漢字等)											(大字以降で番地まで記入してください。)						
09 電話番号																	
										10 FAX番号							
11 Eメールアドレス																	
12 Eメールアドレス区分											(1:法人用 2:担当者用)						
土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し板ガ塗防内機絶通園井具水消消解																	
13 営業所が許可を受けている業種											(1:一般 2:特定)						
(資格を希望しない業種については、記入しないでください。)																	

誓 約 書

私は下記の事項について誓約します。

記

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。

・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。
・過失により上記2に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。

令和 年 月 日

江田島市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印